

新潟市西区自治協議会部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第10条第1項の規定に基づき設置する部会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 西区自治協議会に置く部会及び部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。

第1部会	防犯，防災，自然環境，住環境，その他西区自治協議会が定めるもの
第2部会	健康・福祉，文化・スポーツ，教育，その他西区自治協議会が定めるもの
第3部会	産業，区の魅力発信，交通，その他西区自治協議会が定めるもの

2 西区自治協議会の委員は、前項のいずれか1つの部会へ所属する。但し、自らが所属しない部会の会議への参加を妨げない。

3 西区自治協議会が必要と認めるときは、第1項のほか、特定の議事を審議するため、臨時の特別部会を複数置くことができる。

4 前項に定める特別部会は、事前に希望した委員で構成する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

(会議の召集及び運営)

第4条 会議は、部会長が召集し、議題と開催日時を公表する。

2 部会長は、会議の議長となる。但し、複数部会が合同で会議を開催する場合は、関係部会長の協議により議長を決める。

3 会議は、当該部会に所属する委員及び事前に参加を希望した委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

6 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に所属する委員及び会議の際に事前に参加を希望した委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮ったうえで所管分野の一部について、ワーキングチームに検討させることができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、西区役所において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。